

## 1 いじめの定義

生徒に対して、一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 組織

いじめ問題の対策について協議・対応する際には、次の組織を活用する。

- (1) いじめ問題対策委員会(生活指導部・校内支援委員会)
- (2) 瑞穂町教育委員会(健全育成推進会議、いじめ問題調査委員会)

## 3 基本的理念

- (1) いじめを許さない学校づくり
  - ・生徒にいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。
- (2) 生徒をいじめから守りとおし、いじめ解決に向けた行動を促す。
  - ・いじめられた生徒からの情報やサインを確実に受け止め、安心して学校生活を送れるように、組織的に守り通す姿勢を徹底する。
- (3) 教員の指導力の向上・組織的な対応
  - ・教員一人ひとりのいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
  - ・いじめは、どの学校にも起こりうるという認識のもと、日常的に未然防止に努めるとともに、学校全体による組

## 4 いじめの防止等に関する取組

いじめ防止対策を推進するため「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、次の項目に取り組む。

### (1) 未然防止

- ① 道徳教育・人権教育の充実
  - ・年間3回以上の授業により豊かな情操と道徳心を培い、いじめを生まない環境をつくる。
  - ・意見発表会で、生徒の人権意識を高め、いじめについて改めて考えさせる機会を作る。
- ② 研修の実施
  - ・年間3回以上の校内研修において、「共通理解をする」「具体的な取り組みを考える」「課題について考える」について学びを深め、教職員の資質の向上を図る。
- ③ 学校評価の活用
  - 学校評価の一項目に加え、いじめに対する取り組みを絶えず検証・改善する。
- ④ インターネット上のいじめに対する啓発
  - ・携帯電話等を使用する際のマナーについて、年度初めや長期休業日前等に定期的に指導する。
  - ・セーフティー教室や保護者会等の機会を通して生徒だけでなく保護者に対しても啓発を図る。

### (2) 早期発見

- ① いじめの認知の徹底
  - ・日頃から生徒の見守りや信頼関係構築に努め、迅速に報告と事実確認を行う。
- ② アンケート調査 個人面談の実施
  - ・月に1回のいじめに関するアンケートや、SCとの1学年全員面接、教員とのお話し会、心と体のアンケートを活用した長期休業後の面談等を実施する。
- ③ 相談体制の整備
  - ・教育相談室等(第二会議室前)の各種相談機関や、SC及び教育相談員との相談方法について、生徒及び保護者に周知することで、相談しやすい環境をつくる。
  - ・SOSの出し方(年度当初)に関する教育の実施を通して、子供を受け止め支援し、信頼される教職員を目指す。
- ④ 情報の引継ぎと共有
  - ・チェックリストの活用や、記録をデータ管理することで、いじめに関する情報の共有化を図る。

### (3) いじめへの対応

- ① 組織的な対応
  - ・複数の教員による事実確認を行い、教職員全員が共通理解した上で指導を行う。
  - ・家庭や地域、関係機関や専門家などと連携・協力して対応する。
- ② 個別の対応
  - ・いじめを受けた生徒に対して心の安定を図れるよう教員又はスクールカウンセラー等による面談を行うなどの必要な支援を行う。また、本人及び保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。
  - ・いじめを行った生徒に対して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめることをやめさせるとともに、いじめをしてしまう気持ちを聞き、心の安定を図れるようにする。

### (4) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。
- ・必要に応じて警察や関係機関と連携し、管理職や生活指導部を中心として対処する。